

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針・数値目標

1. 基本方針

本計画の基本方針は、第5次館山市総合計画を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築を目指すものとして、以下に示すとおりとする。

方針1：市民・事業者・行政の協働によりごみの減量化を推進

方針2：ごみの適正処理、さらなる再資源化を推進

方針3：安全で安定したごみ処理体制の維持

2. 数値目標

持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、計画目標年度（令和22年度）において、以下に示す目標値を設定する。

1) ごみ排出量原単位（1人1日当たり排出量）

①ごみ総排出量

ごみ総排出量原単位は過去10年間で減少傾向にあるものの、国及び県と比較すると原単位は未だ多い状況となっている（表3-10参照）。

本市と同様の構造区分である類似都市（表3-26参照）の総排出量原単位平均は914g/人・日（表3-28参照）となっており、これを参考とし、15年間で基準年度（令和6年度）の総排出量原単位（1,125g/人・日）から200g/人・日削減した925g/人・日を目標に設定する。

目標1	ごみ総排出量原単位		
	基準年度(令和6年度)	200g/人・日削減 (18%削減)	目標年度(令和22年度)
	1,125 g/人・日	→	925 g/人・日

②生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量原単位については、総排出量原単位と同様に18%減を目標とし、目標値を設定する。

目標2	生活系ごみ排出量原単位		
	基準年度(令和6年度)	18%削減	目標年度(令和22年度)
	751 g/人・日	→	618 g/人・日

また、資源物（資源ごみ）を除く家庭系ごみ排出量原単位については、総排出量原単位と同様の18%減に加えて今後の資源化品目の追加を考慮し、28%減を目標とする。

目標3	資源物を除く家庭系ごみ排出量原単位	
	基準年度(令和6年度) 573 g/人・日	28%削減  目標年度(令和22年度) 413 g/人・日

③事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量原単位については、総排出量原単位と同様に18%減を目標とし、目標値を設定する。

目標4	事業系ごみ排出量原単位	
	基準年度(令和6年度) 374 g/人・日	18%削減  目標年度(令和22年度) 307 g/人・日

2)再資源化率

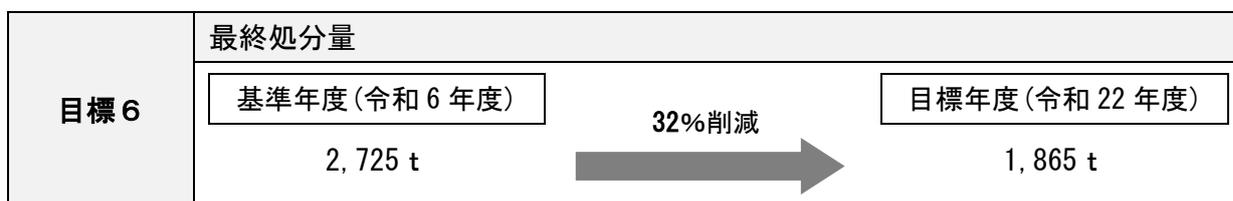
再資源化率については、県の数値目標（「第10次千葉県廃棄物処理計画」参照）である『出口側の循環利用率¹⁴』目標値（30%）及び本市と同様の構造区分である類似都市（表3-26参照）のうち県内において最も『廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）』が高かった富津市の資源回収率（21.5%）を参考とし、今後、再資源化品目の追加や、再資源化処理技術の導入などによる、さらなる再資源化を目指し15年間で基準年度（令和6年度）の資源化率（13.3%）から11.7ポイント増加した25.0%を目標に設定する。

目標5	資源化率	
	基準年度(令和6年度) 13.3%	11.7ポイント 引き上げ  目標年度(令和22年度) 25.0%以上

¹⁴廃棄物発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用（再資源化）量）の占める割合。

3)最終処分量

最終処分量については、目標1においてごみ総排出量原単位を18%削減した場合の、ごみ総排出量の削減率(32%減)を考慮し、32%減を目標とする。



3. 中間目標年度の目標値の設定

中間目標年度である令和12年度及び令和17年度の目標値を次のように定める。

表 5-1 中間目標年度の目標値

・ごみ排出量原単位(1人1日当たり排出量)

項目			基準年度	中間年度		目標年度
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
目標1	総排出量 (R6年度比増減)	g/人・日	1,125	1,059 (-6%)	992 (-12%)	925 (-18%)
目標2	生活系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	751	707 (-6%)	662 (-12%)	618 (-18%)
目標3	資源物を除く家庭系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	573	520 (-9%)	466 (-19%)	413 (-28%)
目標4	事業系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	374	352 (-6%)	330 (-12%)	307 (-18%)

・再資源化率及び最終処分量

項目			基準年度	中間年度		目標年度
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
目標5	再資源化率	%	13.3%	17.2%	21.1%	25.0%
目標6	最終処分量 (R6年度比増減)	t	2,725	2,375 (-13%)	2,118 (-22%)	1,865 (-32%)

4. ごみの発生量及び処理量の見込み

本章2.及び3.において設定した数値目標を達成した場合のごみの発生量及び処理量の推計について以下に示す。

なお、排出量原単位を用いた排出量の算出には表2-3に示す人口推計値を参照し、循環型社会形成に向けた改善を行わずに推移した場合(以下「未改善時」という。)のごみの発生量及び処理量の推計値については、表3-19から表3-22及び図3-11から図3-12に示す値を参照している。

①ごみ排出量原単位

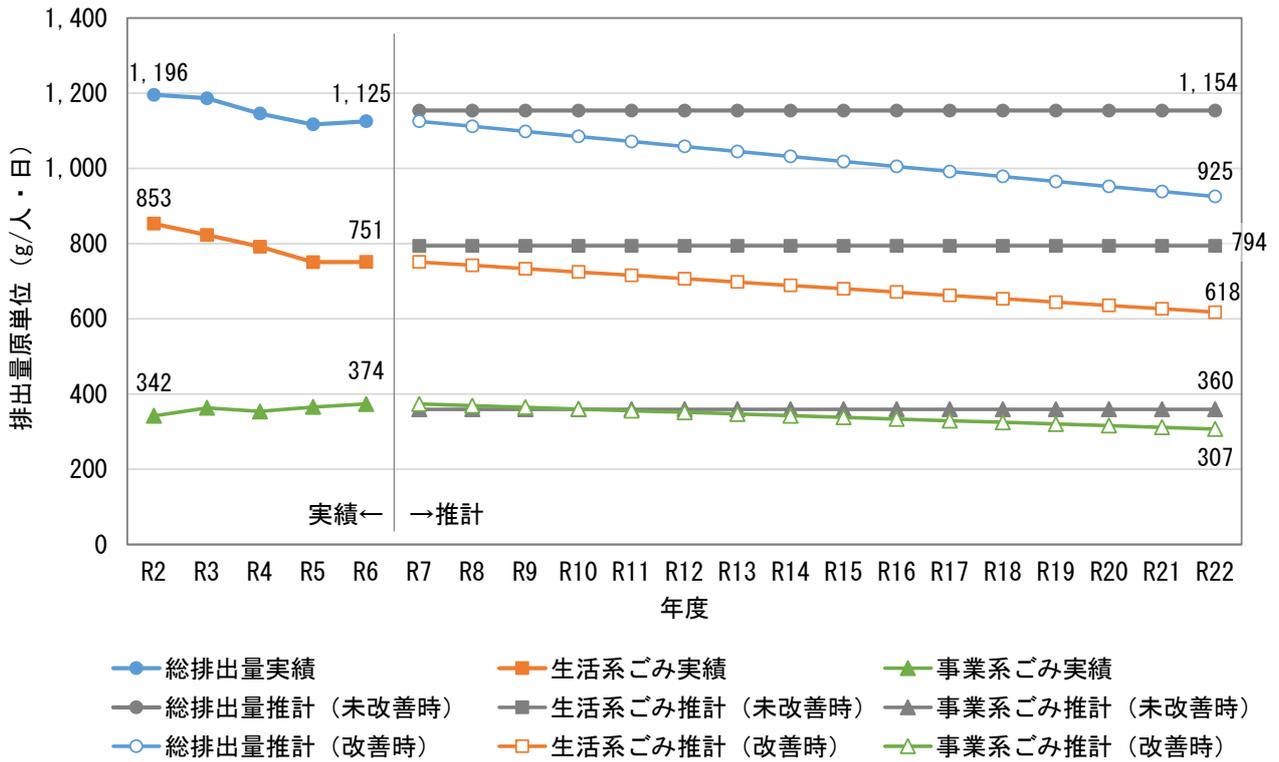


図 5-1 ごみ排出量原単位の推計

②ごみ総排出量

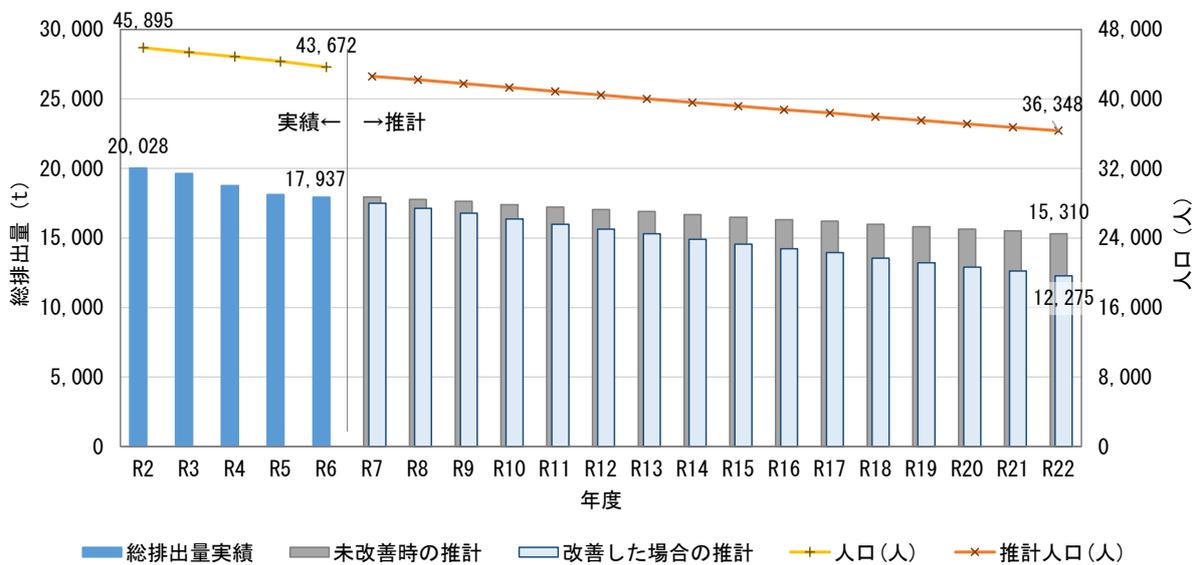


図 5-2 ごみ総排出量の推計

③再資源化量及び最終処分量

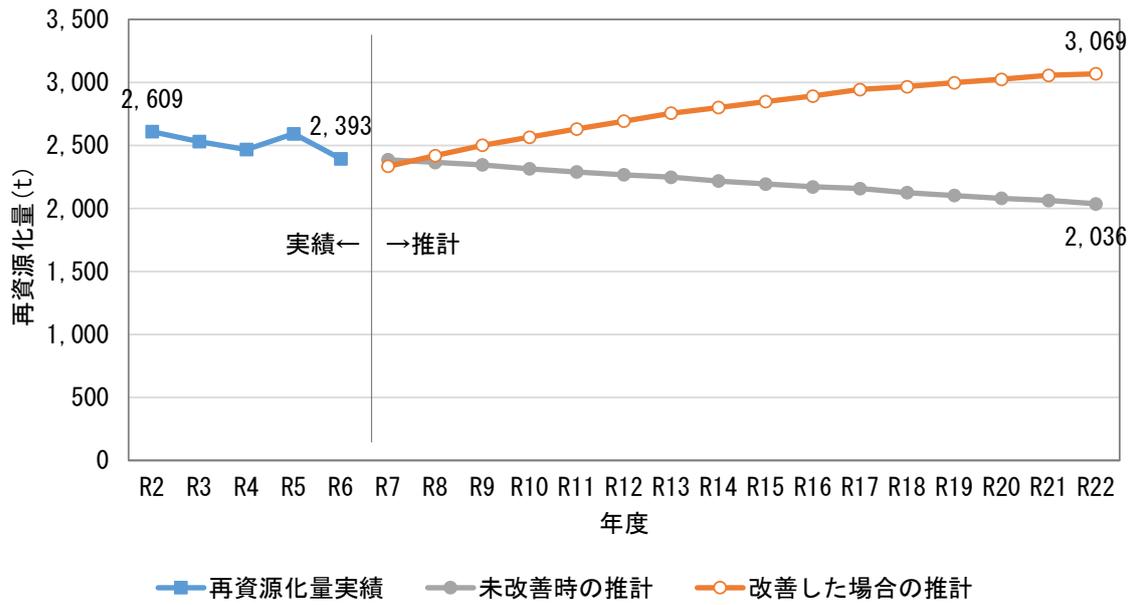


図 5-3 再資源化量の推計

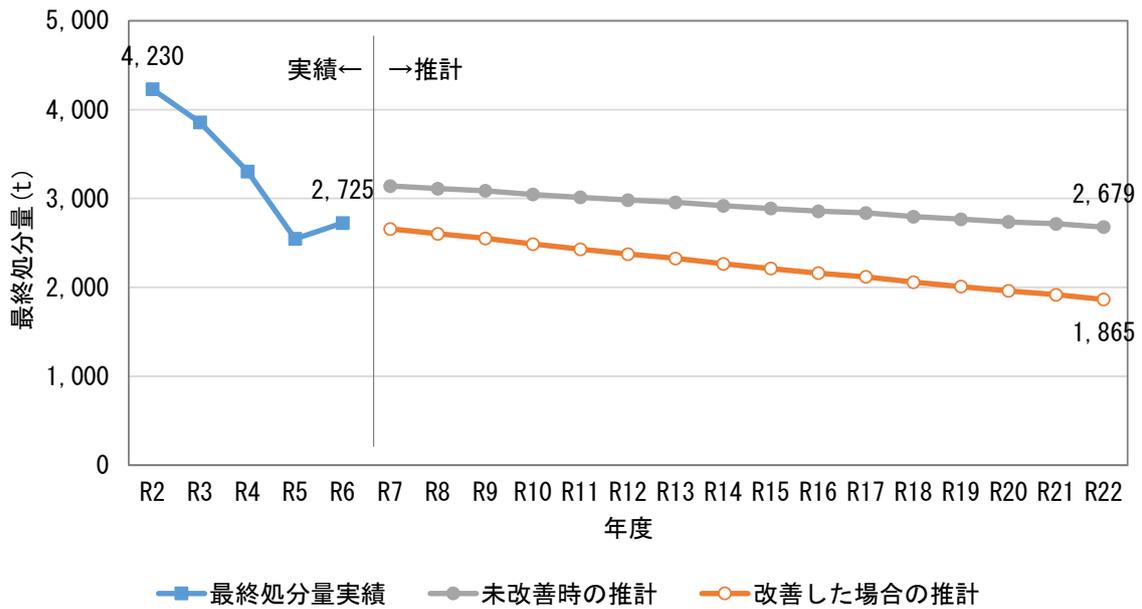


図 5-4 最終処分量の推計

④温室効果ガス排出量の推計

目標年度（令和 22 年度）における、未改善時及び改善を行った場合の温室効果ガスの推計を表 5-2 に示す。

なお、目標年度の各活動量については以下の仮定を行うものとする。

- ・総排出量に対し焼却率は、表 3-2 1 に示す 5 か年平均（84.7%）とし、焼却量を算出する。
- ・ごみ質の三成分及び種類組成は、基準年度（令和 6 年度）と同様の値とする。
- ・改善を行った場合の推定プラスチック類量は、現在焼却している製品プラスチックの再資源化により、プラスチック類の焼却量が 0 t になると仮定する。
- ・A 重油及び電気使用量は、基準年度（令和 6 年度）と同様の値とする。

表 5-2 温室効果ガス排出量の推計

項目	年度		基準年度	目標年度（令和22年度）		算出式		
				未改善時	改善を行った場合			
				R22	R22			
総排出量			t	17,937	15,310	12,275	α	
活動量	焼却量		t	15,340	12,968	10,397	$a = \alpha \times \text{表3-21焼却率平均}$	
	ごみ質 分析結果	可燃分及び灰分	%	60.1	60.1	—	b	
		種類組成(乾ベース) [ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類]	%	30.8	30.8	—	c	
	推定プラスチック類量(乾ベース) ^{※1}		t	2,502	2,115	0	$d = a * b * c * (1 - \text{付着物割合}^{\text{※2}})$	
	A重油使用量		kL	38.0	38.0	38.0	e	
電気使用量		kWh	1,998,044	1,998,044	1,998,044	f		
ガス排出量	CO ₂	エネルギー 起源	燃料の使用 (単位発熱量: 38.9GJ/kL)	排出係数	tCO ₂ /kWh	0.0193		g
				排出量	tCO ₂	105	105	105
		他人から供給された電気の使用	排出係数 ^{※3}	tCO ₂ /kWh	0.000408		h	
			排出量	tCO ₂	815	815	815	$A2 = f * h$
		非エネルギー 起源	廃プラスチック類の 焼却	排出係数	tCO ₂ /t	2.76		i
				排出量	tCO ₂	6,904	5,836	0
	CH ₄	廃棄物の焼却 (准連続燃焼式)	排出係数	tCH ₄ /t	0.000021		j	
			排出量	tCH ₄	0.32214	0.272321479	0.218343903	$X = a * j$
	N ₂ O	廃棄物の焼却 (准連続燃焼式)	排出係数	tN ₂ O/t	0.000073		k	
			排出量	tN ₂ O	1.11982	0.946641333	0.759004997	$Y = a * k$
CO ₂ 換算	CH ₄	地球温暖化係数：28	排出量	tCO ₂	9	7	6	$C = X * 28$
	N ₂ O	地球温暖化係数：265	排出量	tCO ₂	296	250	201	$D = Y * 265$
温室効果ガス算定排出量 合計			tCO ₂	8,129	7,013	1,127	$A1 + A2 + B + C + D$	

参考) 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和 7 年 3 月)

※1 推定プラスチック類量は、各年度の焼却量及びごみ質分析結果年平均値をもとに以下のように算出している。推定プラスチック類量 (t) = 焼却量 (t) × ごみの可燃分及び灰分 (%) × ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類の割合 (%) × (1 - 付着物割合^{※2})

※2 付着物割合…「一般廃棄物の廃プラスチック類の付着物割合(プラスチックに残留している、食品などの生物由来廃棄物の割合)」については、測定していないため、算定マニュアルにおける付着物割合(11.9%)を採用する。

※3 東京電力エネルギーパートナー：令和 5 年度調整後排出係数(固定価格買取制度に基づき国から配分された環境価値(余剰非化石価値相当量)や電力会社が調達した非化石証書の環境価値等による調整を反映した後の CO₂ 排出係数)

第2節 ごみの排出の抑制のための方策

1. 発生抑制・再使用の推進

1) 有料化

ごみ排出量の減量化と手数料水準の適正化を目指し、必要に応じて可燃ごみの料金改定を検討する。

2) 家庭における排出抑制と再使用の推進

家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践する。

①マイバッグ運動と過剰包装の辞退

買い物時にはマイバッグを持参するとともに、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らすよう奨励する。

②プラスチックごみの削減

「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックごみの削減を推進し、プラスチック以外の素材を使用した代替製品、再生利用が可能な製品、再生プラスチック製品やバイオプラスチック製品の購入、コンビニのフォーク類やホテルの歯ブラシといったワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減に努める。

③フリーマーケット・バザー等の活用

地域や学校、民間団体で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣類や家庭用不用品の再資源化に努める。

④修理・修繕の推進

家具、電化製品等の修理・修繕などによる、再使用を推進する。

⑤生ごみの減量化と堆肥化

生ごみを排出する際は、水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。

⑥集団回収への参加

地域や学校等で実施される集団回収に参加、協力を行う。

3) 事業者における排出抑制と再使用等の推進

事業者は、自らの事業活動に伴って生じるごみについて自らの責任における適正処理を行うとともに、排出抑制、再資源化等によりその減量に努める。

①排出者や拡大生産者責任に基づく4Rと適切な処理

ごみの適正な処理及び4Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国、県及び地方公共団体の施策に連携・協力をを行う。

②排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用

消費実態に合わせた容器包装の簡易化・減量化を推進するとともに、ごみになりにくい製品、4Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、再資源化に取り組む。

また、生産事業者、流通事業者等が個々の方策を実行することにより効果的な減量化、再資源化を促進する。

③従業員意識の高揚

従業員のごみの減量化・再資源化に関する意識の高揚を図るとともに、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。

④生ごみの減量化

生ごみを排出する事業者は、可能な限り生ごみの減量化に努める。

4) 行政における排出抑制と再使用等の推進

本市における、住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行う。また、資源の有効活用を進めるため、家庭系ごみや事業系のごみの分別や適正処理に向けた意識啓発を行う。

①住民への情報提供

分別方法やごみ出しルール、環境にやさしい生活の実践、ごみ処理の状況及びごみの減量化方策などについての情報を、ホームページ、家庭ごみの分け方・出し方、家庭ごみ収集カレンダー等を通じて分かりやすい情報発信を今後も継続して行う。

また、令和6年度に実施した市民アンケート調査より、ごみに関する情報の入手先において、家庭ごみの分け方・出し方、家庭ごみ収集カレンダー含む紙の情報媒体が多かったことから、今後は当該媒体に加え、LINE等のSNSを含めた多様な媒体により年代や国籍を問わず市民が情報を受け取ることができる環境の構築に努める。

そのほか、集団回収を活性化させるための支援を行う。

②事業者への情報提供

他自治体における減量化施策や適正処理に関して速やかに情報提供を行い、自主回収品目の指導等を行う。

また、多量排出事業者自らが減量化、再資源化計画を策定する場合には、助言・指導を行う。環境に配慮した事業活動を実施している事業者を広報誌や市ホームページ等で紹介する。

③公共施設での施策

市庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定する。

また、ロビー等を活用したポスター掲示など環境啓発普及活動に努める。

④コンポスト・生ごみ処理機

コンポスト・生ごみ処理機の設置について家庭及び企業向けに推進し、生ごみの減量化及びたい肥化を支援する。

5) 環境教育の推進

教育委員会、社会教育団体、小中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることもあり、美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、地球・生活・ごみに関係性等について、一人ひとりがすべきことを次世代を担う子供たちが理解する機会を拡充する。

①ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理について現状や問題点を説明し、ごみの減量化や再資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。

②環境学習の提供

教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習やリサイクルの体験学習などの講座の開催等の推進を検討する。

2. 処理体制

1) 家庭ごみの処理体制の現状と今後

現状の分別区分及び処理体制については、第3章第1節から第2節に示すとおりである。

①分別区分

分別区分についてはさらなる再資源化のため、現在燃せるごみとして排出されている製品プラスチック、衣類、剪定枝、廃食用油及び生ごみ等について今後の分別区分の追加を検討する。また、回収方法については、一度に多品目の回収が行える分散型資源回収拠点（専用の敷地等を設けてコンテナ等により、一定の時間内に住民が多品目を排出できるもの）の活用も併せて検討する。

特に、製品プラスチックはプラスチック製容器包装を除いたプラスチック資源のさらなる再資源化に向け、当該品目の分別開始及び再商品化を令和13年度までに実施する。

②資源物品目を含む分別徹底

ごみの分別区分について周知を行い、分別徹底を図るとともに、今後、分別品目に変更があった際は変更時に市民の混乱が無いよう、適切な周知の実施や収集・運搬体制の整備を行う。

2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、排出されるごみの減量化・再資源化について指導を行い、周知徹底を図る。

また、清掃センターへの直接搬入時に定期的な搬入物検査を実施し、ごみが適正に排出されているか確認を行う。

3) 埋立ごみの再資源化

現在、中間処理後に埋め立てを行っているガラスくず及び陶磁器類について、令和8年度から委託先で再資源化を行う。

4) 効率的な再資源化処理技術の導入検討

今後の循環型社会形成の推進に向け、環境負荷を軽減し、資源ごみの再資源化率を高めるため、より効率的な再資源化処理技術の導入を検討する。

5) 今後の社会を見据えた処理体制の整備

今後、超高齢社会の到来及び生産年齢人口の減少が予測されることから、廃棄物・リサイクルの仕組みを維持するため、ごみ排出時におけるサポート、デジタル化の促進及びアウトソーシング等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化を検討する。

6) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では現在、紙くず・木くず（業種指定あり）に限り、処理に支障のない範囲で産業廃棄物の受け入れを実施している。今後も事業者には、再資源化を徹底することを条件として、受け入れを継続する。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

1. 家庭系一般廃棄物

現在、家庭系一般廃棄物については、燃せるごみ、粗大ごみ、金属類（金属製品等、空き缶、乾電池、蛍光灯・体温計）、ガラス類（空きびん、ガラス製品等）、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類（新聞、雑誌、段ボール）、飲料用紙パックと8分類14品目に分別され、排出されたごみを委託業者により収集する体制をとっているほか、直接搬入も行っている。

当面は、この分別区分等によるものとするが、令和13年度までに、現在は燃せるごみとして収集されている製品プラスチックの分別品目を追加する。

さらに、現行の分別区分における資源物のほか、衣類、剪定枝、廃食用油及び生ごみ等の一般廃棄物処理システムに示す品目の再資源化についても検討を行うこととする。

2. 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、許可業者による搬入及び事業者自ら持込を行うこととなっている。

事業系一般廃棄物については、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対する指導、減量化を引き続き推進していくこととし、清掃センターにて定期的な搬入物検査を実施し、ごみが適正に排出されているか確認を行う。

また、事業系一般廃棄物の運搬に加え処理を行っている事業者に対しては、処理方法などを適正に指導監督し、かつ実態を把握することにより減量化及び適切な処理を推進する。

3. 産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により、一般廃棄物処理施設で併せて処理することができる産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で行うこととしている。

第4節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

ごみの再使用（Reuse）や再生利用（Recycle）を推進するため、分別区分の見直しを適宜行い、循環型社会の推進を目指す。

また、各地区の人口の増減や高齢化に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しを行うことで、安定した収集を目指す。

2) 収集区域

収集区域は本市全域とする。

3) 収集・運搬体制

令和8年時点の計画目標年度（令和22年度）における収集・運搬体制を表5-3に示すが、今後さらなる再資源化品目の追加を目指す。

表 5-3 収集・運搬体制（令和22年度）

分別区分		収集頻度	収集体制	収集方法	収集主体	
燃せるごみ	燃せるごみ	定期収集	委託	ごみ搬出場所	市	
	粗大ごみ					
燃せないごみ	金属類					金属製品等
						空き缶
						乾電池
						蛍光管・体温計
ガラス類	空きびん					
	ガラス製品等					
資源ごみ	プラスチック製容器包装・製品プラスチック					
	ペットボトル					
	古紙類	新聞				
		雑誌（雑紙）				
		ダンボール				
飲料用紙パック						

4) 収集・運搬計画

① ごみ搬出場所の運営・管理

ごみ搬出場所は、自治会など設置者が管理しているが、搬出ルールが守られない場合があるので、分別区分や当日決められた時間に出すなど、分け方、出し方を守るよう徹底する。

②収集運搬車両の適正化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

③適正処理困難物等

市が収集・処理を行わないものは、以下のとおりであるが、これらの品目及び、「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として販売店、購入店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

[収集や処理ができないごみ]

館山市以外のごみ、木くず・紙くず以外の産業廃棄物、生丸太（太さ 10cm 以上）、雨どい、水道管（塩ビ管）、ビニールトタン、断熱材入りのたたみ、自動車部品、タイヤ、サーフボード、ボディボード、スノーボード、スキー板、耐火金庫、注射針、消火器、ステンレス・ホウロウ製品（調理器具、物干し竿を除く）、風呂釜、フロンを使用しているもの（除湿器、冷風機など）、農機具、農業用ビニール、かわら、コンクリート、ブロック、プロパンガスボンベ、ペンキ缶、石、砂、薬品、建築廃材、浴槽、土など

2. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの分別ごとに安全で安定した衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、効率的な再資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

また、CO₂の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うよう努める。

2) 中間処理体制及び処理方法

計画目標年度（令和 22 年度）における中間処理体制及び処理方法においては、現行（図 3-1 参照）を基本とする。

3. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

ごみの排出抑制、再資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量のさらなる低減化を図り、最終処分場の延命化を目指す。

最終処分場は、安全かつ安定的な処分場計画により運営し、適正な管理により、埋立廃棄物の安定化・無害化を図る。

2) 最終処分の方法

最終処分場は、灰等の飛散を防止し、浸出水量をできるだけ少なくするなど、安全性を十分に考慮した施設とする。

3) 埋立ごみの再資源化

令和 8 年度以降、ガラスくず及び陶磁器類については、民間処理施設を活用するなどして、可能な限り再資源化を行う。

表 5-4 一部埋立ごみの処分方法の変更

種類	(現行)	(令和 8 年度以降)
ガラスくず、 陶磁器類	中間処理後、埋め立て処分	業者委託し、再資源化

第5節 ごみの処理施設の整備に関する事項

1. 整備に関する基本方針

環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減に配慮した上で長期的に安定した施設運営を行うとともに、適正な維持管理による施設の延命化を図り、安定したごみ処理体制の維持に努める。

また、循環型社会形成に向けた環境学習の拠点や、災害時は、防災や避難場所として利用できるような施設整備を行う。

2. 中間処理施設

1) 館山市清掃センター

①焼却施設

可燃性の一般廃棄物（家庭系、事業系共）の焼却施設について、昭和59年10月に稼働を開始後、現在、稼働開始後41年を経過している。平成15年に排ガス高度処理対策を実施、その後劣化や老朽化の進行状況を鑑み、令和3年度から令和5年度にかけて、基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施し、工事完了後15年間（令和20年度まで）稼働する計画となっている。

基幹的設備改良工事の対象とならなかった部分の設備・機器や土木・建築設備等については、老朽化が進行しており、延命化の目標年（令和20年度）までに今後さらに老朽化が進むことになるため施設保全計画を更新し、適切に管理を行っていく必要がある。また、延命化や施設整備を実施した設備・機器においても適切な維持管理を行っていく必要がある。

また、現在の焼却施設が延命化後の耐用年数を迎える令和20年度以降における、新施設建設予定等は現在未定であるが、ごみ処理施設の集約化・大規模化による施設の省エネルギー化や効率的な再資源化、施設整備費等の低コスト化につながる可能性があることから、周辺地域との集約化・広域化の可能性についても鑑み、周辺地域の焼却施設の状況も把握しつつ、検討する必要がある。

②マテリアルリサイクル施設

令和5年3月に廃止した安房郡市広域市町村圏事務組合が運営する粗大ごみ処理施設に代わり、不燃ごみの処理施設として、令和5年4月に稼働を開始している。

安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設については、マテリアルリサイクル施設に隣接しており、令和7年度から令和8年度にかけて解体工事を実施している。そのため、解体工事と並行して当該設備の運転を継続する必要があり、必要な作業スペースの確保や車両動線の変更等の対策を適宜実施する。

解体工事終了後は作業スペースの拡大を予定しており、より効率的な受入れ・選別処理が実施可能になる予定である。

解体工事中及び解体工事後においても、安定した処理に努め、設備・機器の適切な維持管理を行う必要がある。

2) 館山市有害鳥獣焼却処理施設

令和5年3月に竣工し、有害鳥獣死体を焼却処理している。

施設の耐用年数は31年間（令和35年度まで）となっており、施設完成後、施設の状態は現在良好のため、日常点検の継続的な実施や法定点検を含む定期点検及び消耗品の交換を行い、維持保全を図る。

3. 最終処分場

1) 館山市最終処分場

館山市清掃センターの焼却処理により発生する焼却灰及び不燃物のがれきを埋め立てる施設であり、昭和60年3月に竣工した。平成6年度及び平成11年度に実施された2回の嵩上工事を行ったほか、平成22年度以降、延命化のため焼却灰を民間業者に処理委託をして外部搬出している。

現在は金属類残渣・ガラス類残渣を埋立処分し、平成29年度末の現地測量結果を踏まえ、現在令和15年度までの埋立計画を千葉県に届出ている。

最終処分場搬入量は過去10年間でおよそ半減しており、令和8年度から現在は埋め立てているガラスくず及び陶磁器類の再資源化を開始することから、今後埋立終了年度がさらに延長する見込みとなっており、埋立終了年度の再把握を行うとともに、さらなるごみ減量化及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を目指し、現施設を可能な限り延命化する。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 食品ロス対策

1)食品ロスとは

食品（フード）ロスとは、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など本来食べられるのにも関わらず、捨てられてしまう食べ物のことを指す。

食品の廃棄は、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に発生しており、国際的な問題となっている。国内では、令和元年に「食品ロス削減推進法」が成立し、公布、施行された。

国内における令和5年度の食品ロス発生量は464万トンと推計され、国民1人当たりに換算すると、毎日お茶碗一杯分（約102g）のご飯を捨てている場合と同程度の量になるとされている。

2)本市の食品ロス発生量の推計

農林水産省の「国民1人当たりの食品ロス量」1日約102gから、本市の食品ロス量を単純に推計した場合、年間約1,654tとされる。

本市の食品ロス発生量（推計）： $0.102\text{kg}/\text{人}\cdot\text{日}\times 366\text{日}^{*1}\times 44,328\text{人}^{*2}=\underline{\text{約}1,654\text{t}}$

※1 令和5年度における年間日数

※2 令和5年10月時点の館山市人口

3)食品ロス削減に向けた取り組みの概要

①家庭における取り組み

- ・買い物の前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な量だけ購入する。
- ・すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品ではなく、陳列順に購入する「てまえどり」を行う。
- ・食品の「賞味期限」を正しく理解し、期限が過ぎてもすぐに捨てずに食べられるかどうかの判断を行うことを心がける。
- ・調理の際には、食べられる分だけ作り、食材が余ったときには、使い切りレシピなどを活用し、食材を無駄なく使う。
- ・外食時には、食事量に応じ小盛りやハーフサイズメニューなどの積極的な活用、食べきってから次の注文を行うことや、残った料理の持ち帰りができるか確認する。
- ・「30・15（さんまる・いちご）運動」（宴会時の最初の30分、最後の15分は料理を食べることを推奨する運動）を実践し、外食時における食べきれる量の注文や、注文した料理を残さないように心がける。

②事業者における取り組み

- ・一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行の見直しや、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないような販売方法の実施を検討する。

- ・外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合のメリットを付与する等のサービスの実施や、実際の取り組み状況の発信を行うなど、食べ残し削減への積極的な取り組みを検討する。

③行政における取組

- ・本市における食品ロス発生量の把握
 - …ごみ組成調査時に厨芥類に含まれる食品ロス量（手つかずの食品及び食べ残し）の項目を今後追加し、本市で発生している食品ロス発生量について調査を行い、食品ロス関連の取り組みについて調査結果をもとに適宜見直しを行う。
- ・食品ロス削減の取り組みの情報提供
 - …環境教育や、各種 SNS、広報等を通して食品ロス削減の実態、必要性及び身近にできる取り組み等を周知・啓発し、住民、事業者、行政において、協働して食品ロス削減に取り組む基盤を作る。
- ・館山市食品ロス削減推進計画の策定
 - …令和2年に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、国の施策に加え、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であり、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれるとある。
千葉県では令和3年3月に「千葉県食品ロス削減推進計画」を策定しており、本市においても食品ロス削減の取り組みを推進するため、館山市食品ロス削減推進計画の策定を行う。

2. バイオマス等の再資源化の推進

再資源化の推進を目指し、現在再資源化されていない廃棄物系バイオマス（生ごみ、廃食用油、剪定枝）及び繊維製品について今後の再資源化を検討する。

各廃棄物の再資源化例について表 5-5 に示す。

表 5-5 再資源化例

廃棄物の種類	方法
生ごみ	堆肥化、飼料化、ガス化、エタノール化、燃料化
廃食用油	燃料化
剪定枝	チップ化、ガス化、エタノール化、燃料化、焼却による熱回収
繊維製品（衣類等）	再商品化（又はリユース）

参考：環境省 HP「サステナブルファッション」、「廃棄物系バイオマスの種類と利用用途」

3. 観光ごみ対策

本市は、花観光や海水浴観光により多くの観光客が訪れる特徴があり、観光客から発生するごみについて、ポイ捨てやごみの処理について課題となっている。

現在、ボランティア清掃の実施にあたり、ボランティア袋の交付や収集対応を行っているが、観光ごみに対するさらなる減量化、再資源化、マナーの向上のため、関係団体にも協力を仰ぎ、ポイ捨て防止運動や持ち帰り運動などをより一層推進する。

4. 災害時における廃棄物処理体制の構築

災害時において、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止する観点から、通常的生活ごみ等に加えて災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、速やかな地域の復興を目指すことが求められる。

本市では、国が策定した「災害廃棄物対策指針」及び「千葉県災害廃棄物処理計画」を踏まえ「館山市災害廃棄物処理計画」について令和3年3月に策定した。

今後は上記計画に従い、一般廃棄物処理施設の強靱化、災害廃棄物に係る仮置き場の確保や、人材の育成・確保を行うとともに、近年発生した大規模災害について把握し、分別及び処理方法、各所関係者との連携・協力体制の整備等に必要な事項について適宜見直しを行い、実効性の確保に努める。

なお、市内にある一般住宅が火災、災害その他特別な事情により被災し、その建物の解体等から排出されるごみは、ごみ分別基準により処理・処分を行っているが、天災その他特別な事情があると市が認めたときには、手数料を減免することができる。